

令和6年度 監査報告書

旧私立学校法第37条第3項及び学校法人京都女子学園旧寄附行為第22条にもとづき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人京都女子学園の業務及び財産に関し、事業報告書、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を含めて慎重に監査した結果、学校法人会計基準に従って適正かつ正確に処理され、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上

令和7年5月22日

学校法人 京都女子学園

監 事 市 田 佳 之

監 事 五 島 一 代

監 事 羽 溪 了